

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生下における会計基準の適用に関する IOSCO 声明

証券監督者国際機構（IOSCO）は、証券監督当局の主要な国際機関であり、証券規制のグローバルな基準設定主体として認識されている。そのメンバーは、世界の資本市場の 95%以上を規制しており、資本市場の監督、および会計基準の適用と執行を責務としている。COVID-19 の流行に起因する現在の不確実性に鑑み、我々は特に不確実な状況において資本市場が適切に機能するために非常に重要な、高品質な会計基準の開発、一貫した適用及び執行に完全にコミットしている。

IOSCO の目的には投資家を保護し、公正かつ効率的で透明性の高い市場を維持し、システミックリスクに対処することが含まれている。会計基準の適用によって、投資家が情報に基づいて投資決定を行うための明確で、信頼でき、透明性のある有用な情報を発行体が提供することに帰着しなければならない。

投資家に透明性を提供する高品質な基準を開発し、維持する責任は国際会計基準審議会（IASB）にある。また、IASB が先日提供した、COVID-19 の発生に起因する経済的不確実性下において、IFRS 第 9 号「金融商品」に従った予想信用損失の会計処理の適用に関する教育的資料を歓迎する。IOSCO は一連の IASB のリリースや教育的資料は IFRS 第 9 号の要求事項を変更、削除、追加するものではないことに言及する。

高品質の財務報告には、発行体の個々の状況に応じて専門家の判断を適切に適用することが必要である。専門家の判断の適切な適用には、適切なスキル、経験、内部統制が必要である。特に、IFRS 第 9 号は明確な数値基準を定めておらず、機械的に適用されるべきではない。IFRS 第 9 号は、その他の包括利益を通じた公正価値や償却原価で測定される金融商品の予想信用損失を見積もる際に、将来シナリオを評価する専門家の判断を適用するための原則ベースのフレームワークを提供する。

IFRS 基準における金融商品に関する原則ベースの関連する開示要求（IFRS 第 7 号や IAS 第 1 号）は、これらの重要な問題の影響を検討した開示に帰結しなければならない。

COVID-19 の流行に対応し、世界のいくつかの政府、規制当局は金融機関、事業者、一般家庭に対し救済プログラムを適用し、流動性を高め、債務返済の猶予、借入金や住宅ローンの支払いの停止、債務保証やその他の支援策を講じている。発行体は金融商品の残存期間における信用リスクに対して、これらの施策が生むポジティブな効果も検討し、入手可能な最良の情報に基づいた長期の経済予測といった将来情報を利用する必要がある。

発行体は、信用リスクの著しい増加が存在するか、そしてこれらの状況が借り手の流動性に一時的な影響をもたらすのか、あるいは金融商品の残存期間に渡って信用リスクに重要な影響があるのか、それによって信用リスクの著しい増加の評価と予想信用損失の測定に影響を与えるものかどうかを評価する際には、政府支援の救済プログラムや経済予測の影響を評価すべきである。

発行体は、財務諸表の利用者が強く必要としている透明性を提供できるような重要かつ強固な情報の開示を含める必要がある。これらの開示の検討においては、予想信用損失アプローチを決定する際に、上記で論じられている様々な問題をどのように考慮したかを含めるべきである。

これらの検討は IFRS 第 9 号の減損の要求事項に従う幅広い発行体に関連しており、銀行やノンバンク、クレジットまたはローンを提供したその他企業を含む。IOSCO は IASB と IFRS 第 9 号の教育的資料を支持する。

また、我々は特に COVID-19 の発生に鑑み、グローバルな市場の監督に関する協調的対応を支持する。我々は IFRS 第 9 号の適用に関して IASB や他の規制当局と緊密に連携しており、これらの機関のメディアリリース、教育的資料、IFRS 第 9 号の一貫した強固な適用の支持表明を歓迎する。最後に、我々は独立した基準設定主体の作成した基準を協調して適用し、これらの基準を協力して執行することの支持を確認する。